

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 期 間 令和8年7月2日～3日（2日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

2 南十勝町村議会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 中札内村
- (3) 期 間 令和8年8月5日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。